

行政法

【平成23年】

○行政裁量

- ・判断過程審査

○処分性（後続行為との連動性に着目）

- ・土地区画整理事業計画決定に関する判例（最大判 H20.9.10・百Ⅱ147）
- ・病院開設中止勧告に関する判例（最判 H17.7.15・百Ⅱ154）

○申請型義務付け訴訟

- ・訴訟要件

【平成24年】

○行政裁量

- ・判断過程審査
- ・比例原則違反

○行政手続

- ・聴聞手続
- ・不利益処分の理由の提示（最判 H23.6.7・百Ⅰ117）
- ・行政手続の瑕疵と取消事由

【平成25年】

○原告適格

- ・景観利益（広島地判 H21.10.1・H22 重判 10）

○非申請型義務付け訴訟

○仮の義務付け

【平成26年】

○行政財産の目的外使用

○職権撤回

○行政裁量（要件裁量、効果裁量）

○行政手続

- ・聴聞手続、弁明手続

○法的手段の比較

- ・「申請型義務付け訴訟＋仮の義務付け」と「取消訴訟＋執行停止の申立て」の比較

【平成27年】

○行政法関係における信義則

- ・課税処分の信義則違反に関する判例（最判 S62.10.30・百Ⅰ20）

○処分性

- ・用途地域指定の処分性に関する判例（最判 S57.4.22・百Ⅱ148）

【平成28年】

○行政裁量

- ・裁量基準違反の裁量処分に関する判例（最判 H27.3.3・百Ⅱ167）

○行政手続

- ・不利益処分の理由の提示（処分基準の適用関係の提示の要否）に関する判例（最判 H23.6.7・百Ⅰ117）
- ・行政手続の瑕疵と取消事由

○訴えの利益

- ・営業停止期間満了後に営業停止処分の取消しを求める訴えの利益（量定加重を内容とする処分基準が存在する事案）に関する判例（最判 H27.3.3・百Ⅱ167）

【平成29年】

○行政指導

- ・行政指導を理由とする許可の留保（品川マンション事件・最判 S60.7.16・百Ⅰ121）

○原告適格

- ・産業廃棄物処理施設の設置許可と周辺住民

【平成30年】

○行政裁量

- ・要件裁量
- ・効果裁量

○処分性

- ・勧告の処分性（後続行為との連動性に着目）
 - >土地区画整理事業計画決定に関する判例（最大判 H20.9.10・百Ⅱ147）
 - >病院開設中止勧告に関する判例（最判 H17.7.15・百Ⅱ154）
- ・公表の処分性

【令和1年】

○委任立法

- ・自主条例の委任を受けて制定された規則の限界

○原告適格

- ・景観利益（広島地判 H21.10.1・H22 重判 10）

【令和2年】

○行政契約

- ・公害防止協定の法的拘束力（最判 H21.7.10・百Ⅰ90）

○処分性

- ・労災就学援護費不支給決定に関する判例（最判 H15.9.4・百Ⅱ152）
- ・土地区画整理事業計画決定に関する判例（最大判 H20.9.10・百Ⅱ147）
- ・病院開設中止勧告に関する判例（最判 H17.7.15・百Ⅱ154）

【令和3年】

- 附款付きの許認可処分がなされた場合の争い方
 - ・附款自体の取消訴訟（附款の独立性）
 - ・附款付き許認可処分の取消しを求める訴えの利益
- 行政裁量
 - ・比例原則
 - ・信義則違反（最判 S62.10.30・百 I 20：課税処分の信義則違反に関する判例）

【令和4年】

- 行政手続
 - ・諮問手続違反と行政処分の瑕疵（最判 S50.5.29・百 I 115）
- 取消訴訟
 - ・出訴期間
- 無効確認訴訟
 - ・補充性（最判 H4.9.22・百 II 174）
 - ・準名宛人としての原告適格（最判 H25.7.12・H25 重判 3）
 - ・無効原因（重大かつ明白な瑕疵）

【令和5年】

- 行政裁量
 - ・計画裁量の存否（小田急高架訴訟・最判 H18.11.2・百 I 72）
 - ・判断過程審査
- 原告適格
 - ・一般廃棄物収集運搬業の許可と既存の許可業者（最判 H26.1.28・百 II 165）
- 訴えの利益
 - ・許可が更新された場合における訴えの利益の消長（東京 12 チャンネル事件・最判 S43.12.24・百 II 166 参照）

【令和6年】

- 行政裁量
 - ・判断過程審査
- 原告適格
 - ・農地転用許可における第三者の原告適格
- 非申請型義務付け訴訟
 - ・重大な損害
 - ・補充性
 - ・本案勝訴要件
- 国家賠償
 - ・国家賠償法 1 条 1 項
 - >同条 1 項の「違法」と「過失」の関係

【令和7年】

○行政裁量

- ・判断過程審査
- ・裁量基準に当たらない内部基準の位置付け（最判 H27.3.3・百Ⅱ167 の射程）

○原告適格

- ・蜜蜂転飼許可における既存の許可業者の原告適格（最判 S37.1.19・百Ⅱ164、最判 H26.1.28・百Ⅱ165 参照）